

スポーツ日本代表の愛称

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

2023年3月にWBC (World Baseball Classic) で日本代表チームが優勝し、2022年12月にはサッカーFIFA WORLD CUPで決勝トーナメントに進出して日本全体が盛り上がりました。そのチームの愛称が「SAMURAI JAPAN (侍JAPAN)」や「SAMURAI BLUE (サムライブルー)」であって広く浸透し、盛り上がりを一層促進しています。



本稿では、スポーツ日本代表チームの愛称と商標登録状況の調査をしましたので、その結果をお知らせします。

2. 「SAMURAI JAPAN (侍ジャパン)」について

「SAMURAI BLUE」は(公財)日本サッカー協会が商標を登録しています。一方、「SAMURAI JAPAN (侍JAPAN)」は3つの団体や企業が権利を保有しており、その内容を確認します。なお、アルファベット、カタカナ等表記が違っていても類似範囲内と判断されます。

①2009年に(公財)日本ホッケー協会が「サムライJAPAN」と「侍ジャパン」を商標登録しています。

一方、(一社)日本野球機構の「侍JAPAN」は、複数件ありますが前記後の2010年以降に登録されています。

②権利関係

日本野球機構は後から出願しましたが、指定役務が重複していない(そのように工夫している)ため、登録になっています。

商標は同じ商標(標章)であっても、指定商品や役務が異なれば権利から外れることになって重複しないし、登録も許可されます。指定商品や役務が同じか否かは(区分(分類)の同異ではなく、)類似群コード(5桁で中央にアルファベット)で判断されます。さらに、日本ホッケー協会の権利は第41類のみであって、さらに“ホッケー”に限定しており、ホッケー以外での独占権はありません。

なお、「飲食物の提供」(食堂やレストラン)を対象とする「サムライジャパン」は、前記2団体より早い2001年に埼玉県内の民間企業が登録しており、両団体ともその業種での使用は制限されます。

3. スポーツ日本代表の商標登録状況

(1) 愛称と登録者(第1図)

商標登録された愛称とその権利を保有している団体名の一覧を第1図に示します。J

OC（日本オリンピック委員会）とそれ以外の団体に分けて表示しました。なお、本表以外に「マーメイドジャパン」や「日の丸飛行隊」のように、広く知られていても登録されていないものも複数あります。

第1図 登録された愛称と団体

【JOC加盟団体】

競技	登録愛称（商標）	権利者（団体）	登録年
陸上	椿スプリンターズ、韋駄天スプリンターズ	日本陸上競技連盟	2014
サッカー	なでしこジャパン、SAMURAI BLUE	日本サッカー協会	2012, 2017
ホッケー	さくらJAPAN、サムライJAPAN	日本ホッケー協会	2008, 2009
バレーボール	龍神NIPPON、火の鳥NIPPON	日本バレーボール協会	2009, 2010
バスケットボール	アカツキヴィーナス、アカツキジャパン	日本バスケットボール協会	2018, 2023
セーリング	セーリングジャパン、日の丸セーラーズ	日本セーリング連盟	2016
ハンドボール	おりひめジャパン、彗星JAPAN	日本ハンドボール協会	2014, 2019
馬術	A t o Z i n b a	日本馬術連盟	2018
柔道	J u d o N I P P O N	全日本柔道連盟	2021
バドミントン	B I R D J A P A N	日本バドミントン協会	2020
ライフル射撃	N R A ∞ J A P A N	日本ライフル射撃協会	1993
ゴルフ	G O L F J A P A N	日本ゴルフ協会	2019
水泳	ぱちやぼ	日本水泳連盟	2019
ボクシング	ブルーローズジャパン、阿修羅ジャパン	日本ボクシング連盟	2022
卓球	卓球NIPPON	日本卓球協会	2013
ソフトボール	S O F T \ J A P A N、A S O B A L L	日本ソフトボール協会	2018, 2020
ラグビー	セブンくん、さくらセブンズ、さくらフィフティーン、BRAVE BLOSSOMS、SUN WOLVS、EMERGING BLOSSOMS	日本ラグビーフットボール協会	1999, 2013, 2015, 2016, 2017, 2022
空手	雷神JAPAN	全日本空手道連盟	2015
ボウリング	B O W L E X	全日本ボウリング協会	2019
トライアスロン	トライアスロンジャパン	日本トライアスロン	2018
サーフィン	波乗りJAPAN	日本サーフィン連盟	2017
アイスホッケー	S M I L E J A P A N	日本アイスホッケー連盟	2013
スキー	S N O W J A P A N	全日本スキー連盟	2017

【JOC以外】

水泳	TOBIUO JAPAN（図形）	（株）電通	2010
野球	SAMURAI JAPAN	日本野球機構	2014

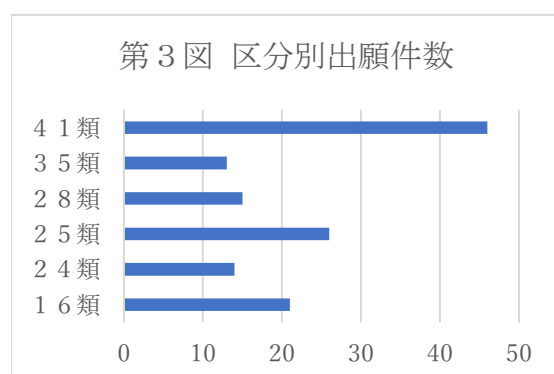
(2) 愛称の出願件数の推移 (第2図)

現在登録されている日本代表チーム愛称の出願年を第2図に示します。2012年頃から増え始め、2018以降減少しています。増加した理由の一つは、2011年FIFAワールドカップで優勝し、世界的に活躍した女子サッカーチーム「なでしこジャパン」の影響があったと考えられます。



(3) 商品・役務区分 (第3、4図)

スポーツ競技は「スポーツの興業の企画・運営又は開催」の役務を含む区分第41類が中心と思われます。そこで、同類を含む商標を保有するJOCの団体を抜粋すると、全55団体中24団体が愛称の商標登録を行っており、その中で第41類の保有は23団体、全48個の登録された愛称中46個であって、96%で登録されていることが確認されました。



次に多い区分は、第25類と24類の運動用を含む衣服・布製品や靴等、第16類の紙製品（色紙・写真）や文房具類、第28類運動用具・ゲーム類が挙げられます。

なお、第35類は広告・販売情報・販売（小売り）業務等幅広い役務が包含されている区分です。

第4図 代表的な商品・役務の内容

区分	概要	筆者注
第41類	教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動	スポーツの中心
第35類	広告、事業の管理又は運営、事務処理及び小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供	事業の管理、グッズの販売
第28類	がん具、遊戯用具及び運動用具	ゲーム等、運動用具
第25類	被服及び履物	ユニフォーム、靴、
第24類	織物及び家庭用の織物製カバー	バッグ等
第16類	紙、紙製品及び事務用品	みやげ、グッズ等

(4) 権利の広さ (第5図)

商標登録の効力は指定した区分内の商品や役務に発生し、商標権の内容と共に登録目的が明確になります。一方、その数に応じて出願・登録・維持費がほぼ比例して増加しますので、権利者の経済力（経費のかけ方）も表します。（但し、商標登録は使用することが前提であり、3年間使用していない場合には不使用取消審判の対象になります。）

第5図 権利範囲が広い商標登録（区分数）

商 標	区分数	権利者
SAMURAI BLUE	31個	日本サッカー協会
BIRD JAPAN	20個	日本バドミントン協会
SAMURAI JAPAN	20個	日本野球機構
TOBIUO\JAPAN	16個	(株)電通
SOFT\JAPAN	15個	日本ソフトボール協会

4. まとめ

日本代表スポーツ団体の約半数が愛称を付けて商標登録を行っていることから、スポーツに於いて愛称が重視されていることが確認されました。

また、スポーツの実施・運営や企画等のみならば区分第41類でカバーされますが、それ以外の分野でも広く権利化されています。このことは、知的財産制度が産業の発達に寄与する目的・趣旨からしても、産業、すなわち商品等の創出・生産や営業行為（役務）への関与を考慮していると考えられます。その結果、第25、24、16、15類の商品、及び35類の販売行為等、広く権利化されていると思われま

す。このように、知的財産権は産業や経済の表象（シンボル）であり、勝負や技術を楽しむ本来のスポーツとは異なる面から情報を得ることができ、知見も広まります。

長野県知財総合支援窓口は、知的財産面からこれらの前向きな活動の支援とともにトラブルの防止に尽力したいと考えています。知的財産権を切り口として、産業や経済の発展に寄与すべく支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成2023年5月)